

## 信用格付を提供し、又は閲覧に供する行為に係る方針及び方法 (格付提供方針等)

2014年1月6日

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下の方針及び方法に基づいて信用格付を提供し、又は閲覧に供します。

- (1) 付与した信用格付を提供し、又は閲覧に供する行為を、当該信用格付の付与後遅滞なく行います。当該行為を行う場合、信用格付には、最後の更新時期をあわせて示します。
- (2) 信用格付を提供し、又は閲覧に供する場合には、信用格付及び格付事由を公表します。また、当該信用格付が服する各国法令上の法定開示項目（以下「法定開示項目」といいます。）をあわせて公表します。なお、本邦法令に基づく法定開示は、別途掲げる「本邦法令に基づく法定開示項目について」に拠ります。
- (3) 信用格付を撤回する場合は信用格付の対象が消滅する場合を除き、その旨を遅滞なく公表するとともに、当該信用格付を引続き公表する場合は、最新の更新時期と今後更新されない旨を明らかにします。
- (4) 信用評価の結果の妥当性について、金融庁長官その他の行政機関がこれを保証したものと誤解されるおそれがある表示を行いません。
- (5) 信用格付及び格付事由は、以下の手段を通じて公表します。
  - ① JCR の無料ホームページ（<http://www.jcr.co.jp>）に信用格付、格付事由及び法定開示項目をあわせて記したレポートを掲載します。
  - ② 毎営業日における上記①による信用格付の公表は、原則として午後 3 時半を目途に行いますが、やむを得ない事由により公表時間が前後することがあります。
- (6) 信用格付の公表に当たっては、その信用格付を決定するのに用いられた格付付与方針等のなかの主なものは何か又はどの時点の格付付与方針等かを、その格付付与方針等が閲覧可能な場所とあわせて明らかにします。また、信用格付が格付付与方針等のなかの複数のものに基づいている場合又は主たる格付付与方針等のみを用いることによって投資家が信用格付のもつ他の重要な側面を見落とす可能性がある場合には、信用格付の公表時にその旨を明らかにします。更に、異なる格付付与方針等や他の重要な論点が信用格付の決定にどのように考慮されたかも明らかにします。
- (7) 公表された信用格付の決定に至った過程を外部の第三者が理解できるように、信用格付の手続、方法及

び前提条件に関して十分な情報を公表します。こうした情報には、各格付記号の意味、デフォルトの定義および信用格付の対象期間等が含まれます。

- (8) 格付付与方針等の重要な制定又は変更を行った場合は、当該制定又は変更に伴い見直しが必要となる信用格付の範囲及び見直しの完了までにかかる期間を、当該制定又は変更の公表後、遅滞なく公表します。

以 上

## 本邦法令に基づく法定開示項目について

\*以下に掲げる法定開示項目は、「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）」（以下「業府令」といいます。）に基づいたものです。本法定開示項目は、業府令の対象となる信用格付のみに適用されます。

### 「法定開示項目」

信用格付を提供し、又は閲覧に供する場合には、信用格付、格付事由とあわせ、以下に掲げる事項を表示します。ただし、資産証券化商品の信用状態に関する評価が信用格付の対象となる事項である場合には、オリジネーターの氏名又は名称に代えて、当該者の業種、規模及び所在する地域並びに公表しない合理的な理由を公表することがあります。

- ① JCR の商号及び登録番号
- ② JCR に対して直近一年以内に講じられた監督上の措置の内容
- ③ 信用格付を付与した年月日
- ④ 信用格付の付与に係る過程に関与した主任格付アナリストの氏名及び信用格付の付与について JCR を代表して責任を有する者の氏名
- ⑤ 信用格付の対象となる事項の区分及び細目に応じた次に掲げる事項
  - ア 信用状態に関する評価の前提となる事項及び信用状態に関する評価の結果を示す等級を定めるために用いる基準
  - イ 信用格付の付与に係る方法の概要
- ⑥ 信用格付の対象となる事項の概要
- ⑦ 発行体、格付対象債券等の組成事務受託者等といった格付関係者の氏名又は名称
- ⑧ 信用格付の対象となる事項が資産証券化商品の信用状態に関する評価であり、かつ、過去に信用格付を付与した資産証券化商品の設計と著しく異なる場合には、その旨
- ⑨ 信用格付の付与が格付関係者からの依頼によるものでない場合には、その旨及び信用格付の付与に係る過程において格付関係者から公表されていない情報（信用評価に重要な影響を及ぼすものに限る。）を入手したか否かの別
- ⑩ 付与した信用格付について更新を行わない場合には、その旨及びその理由
- ⑪ 付与した信用格付の前提、意義及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明（信用格付の変動の特性に関する説明及び信用格付の対象となる事項が信用状態の変化に関する情報が限定されている金融商品の信用状態に関する評価である場合における当該信用格付の限界に関する説明を含む。）
- ⑫ 信用格付の付与に当たり利用した主要な情報に関する次に掲げる事項
  - ア 当該情報の概要
  - イ 当該情報の品質を確保するために講じられた措置の概要

ウ 当該情報の提供者

⑬ 付与した信用格付の対象となる事項が資産証券化商品の信用状態に関する評価に関するものである場合には、次に掲げる事項

ア 損失、キャッシュ・フロー及び感応度の分析に関する情報

イ 付与した信用格付の対象となる事項が資産証券化商品の信用状態に関する評価であることを明示するための記号又は数字その他の表示（当該表示に基づき投資者が当該信用格付の意義及び限界を理解するための説明を含む。）